

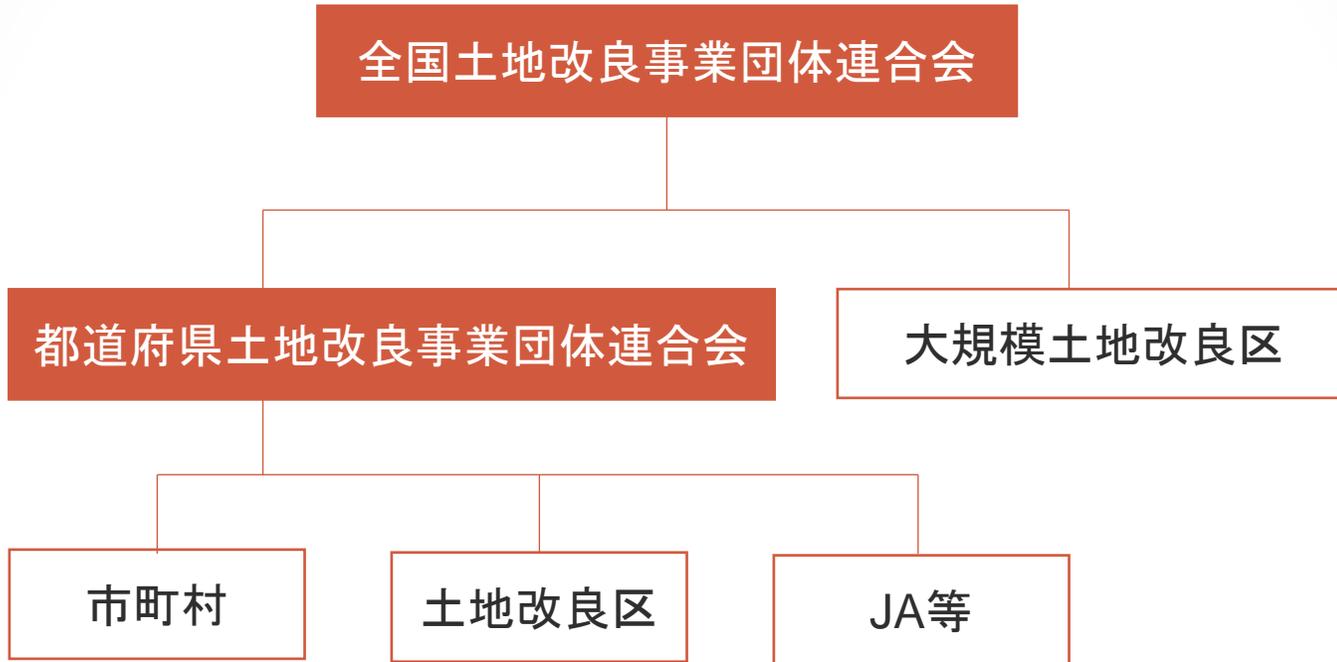
総代研修会

～**総代**の役割について～

令和4年 6月 22日
滋賀県土地改良事業団体連合会



土地改良事業団体連合会の体系



設置目的

土地改良事業の適切な実施や土地改良区等の効率的な運営のため、会員の共同の利益の増進を目的として、会員が行う土地改良事業への技術的援助、情報提供等を行う。

会員から委託を受けて土地改良事業の工事を行うことができる R4.4.1施行

はじめに

土地改良事業団体連合会とは

土地改良事業を行う者（市町、土地改良区等）の協同組織として農林水産大臣が認定し設立された法人

※土地改良法第111条の2



■ 土地改良法 第5条第1項（抜粋）

第三条に規定する資格を有する十五人以上の者は、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る**土地改良事業**の施行を目的として、都道府県知事の認可を受け、その地域について土地改良区を設立することが出来る。

土地改良事業とは……（土地改良法第2条第2項）

①農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（以下「土地改良施設」という。）の**新設**、**管理**、**廃止**、又は**変更**

②区画整理

③農用地の造成

④埋立て又は干拓

⑤農用地若しくは土地改良施設の**災害復旧**、又は**突発事故被害の復旧**

⑥その他農用地の改良又は保全のため必要な事業

土地改良区とは

一定の地域を定め、土地改良事業の施行を目的に、県知事の認可を受けて設立された法人※

※土地改良法第13条

土地改良区は法人とする



■ 土地改良区の性格

公共組合としての性格の極めて強い団体

(1) 当然加入

地区内の土地について参加資格を有する者は、
設立の際の同意、不同意に関わらず全てが加入。

(2) 強制徴収

事業に要する経費に充てるため、その事業により利益を受ける組合員から賦課金等を徴収することが可能。また、賦課金等を滞納した場合には、一定の手続きのもとに、これを強制徴収することが可能。

(3) 税制優遇

事業の公共性から、法人税、所得税、印紙税等が非課税。

土地改良区とは

一定の地域を定め、
土地改良事業の施行を目的に、
県知事の認可を受けて
設立された法人※

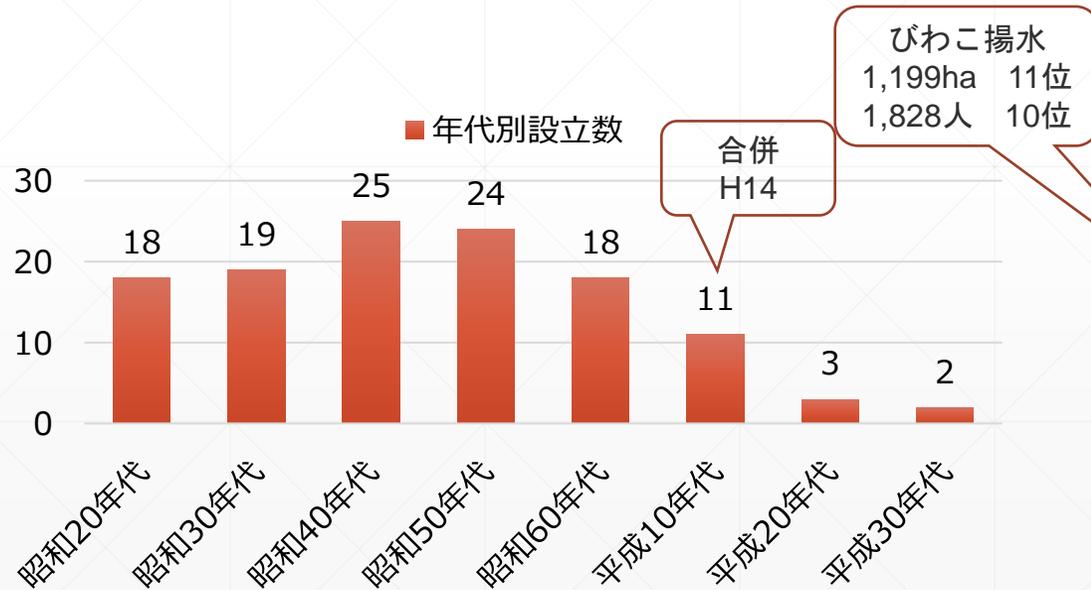
※土地改良法第13条

土地改良区は法人とする



県内の土地改良区

- 土地改良区 120 (全国4,403)
- 土地改良区連合 1 (全国74)
- 昭和40～50年代に多く設立

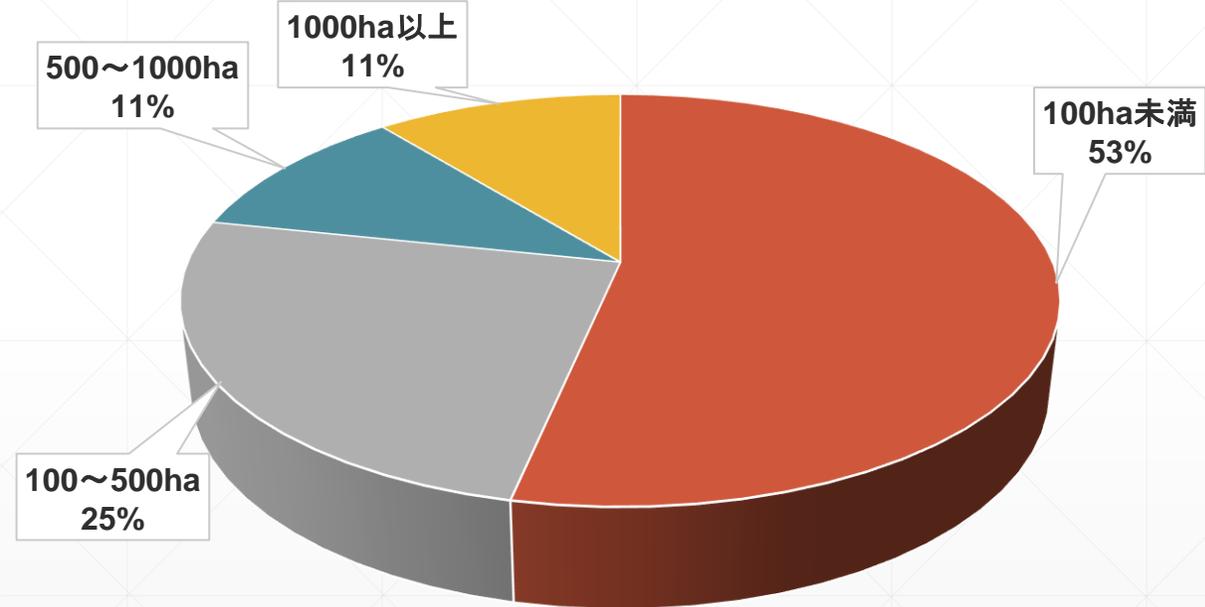


順位	地区面積	組合員数
1	愛知川沿岸 6,877ha	愛知川沿岸 8,632人
2	日野川流域 4,929ha	湖北 8,268人
3	湖北 4,799ha	日野川流域 6,911人
4	野洲川下流 2,848ha	野洲川下流 4,217人
5	野洲川 2,226ha	野洲川 3,434人
県平均	429ha	673人
全国平均	567ha	796人

R2.6.1現在 土地改良区名簿（耕地課作成）より
全国の数値は農林水産省土地改良企画課令和2年調べ

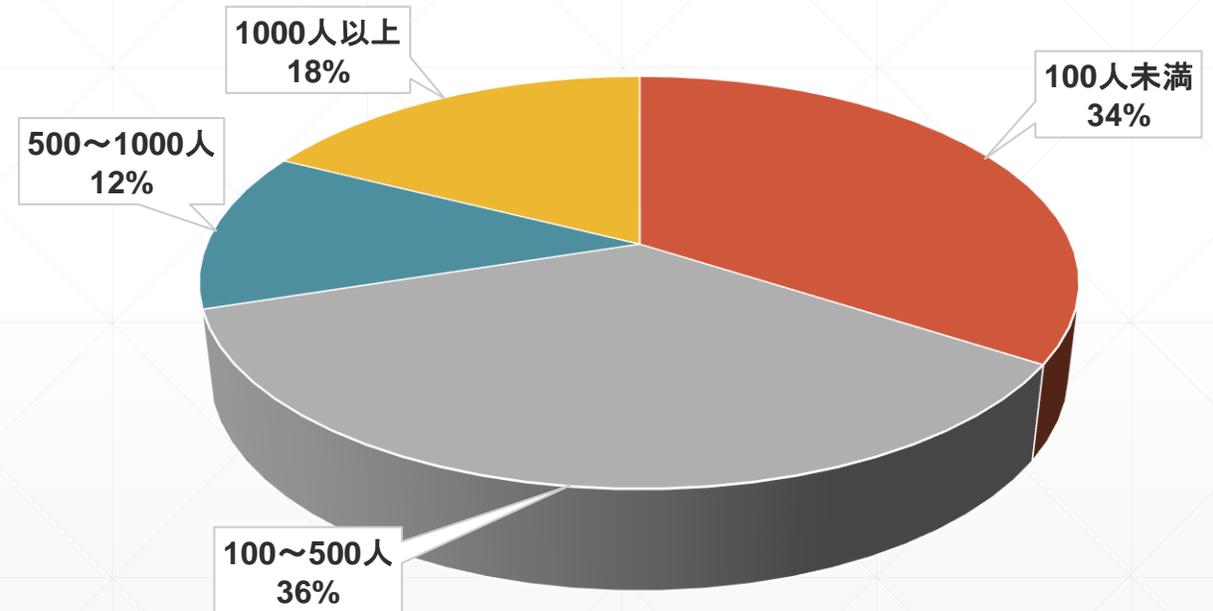
県内の土地改良区

地区面積別割合



■ 100ha未満 ■ 100~500ha ■ 500~1000ha ■ 1000ha以上

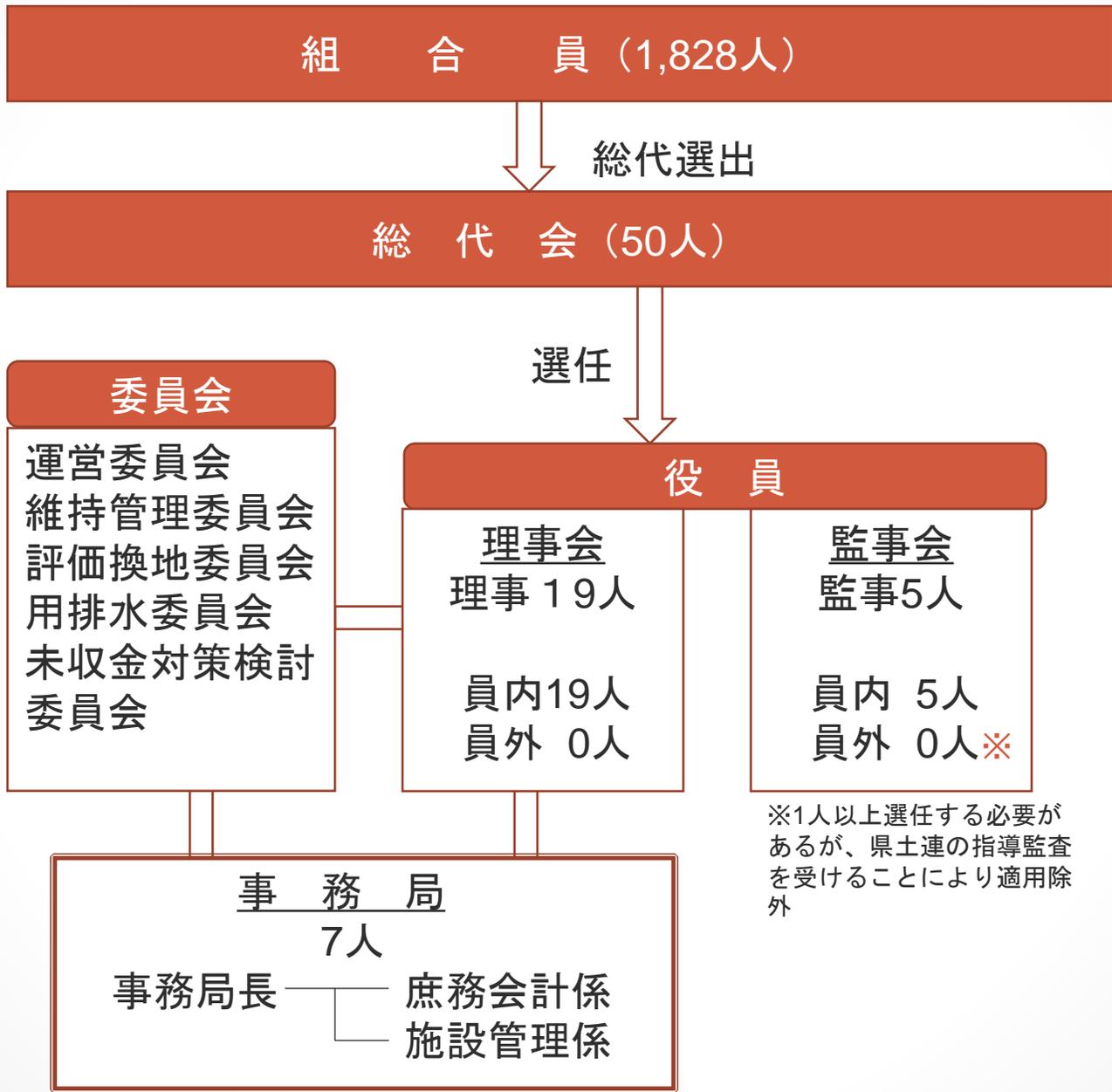
組合員数別割合



■ 100人未満 ■ 100~500人 ■ 500~1000人 ■ 1000人以上



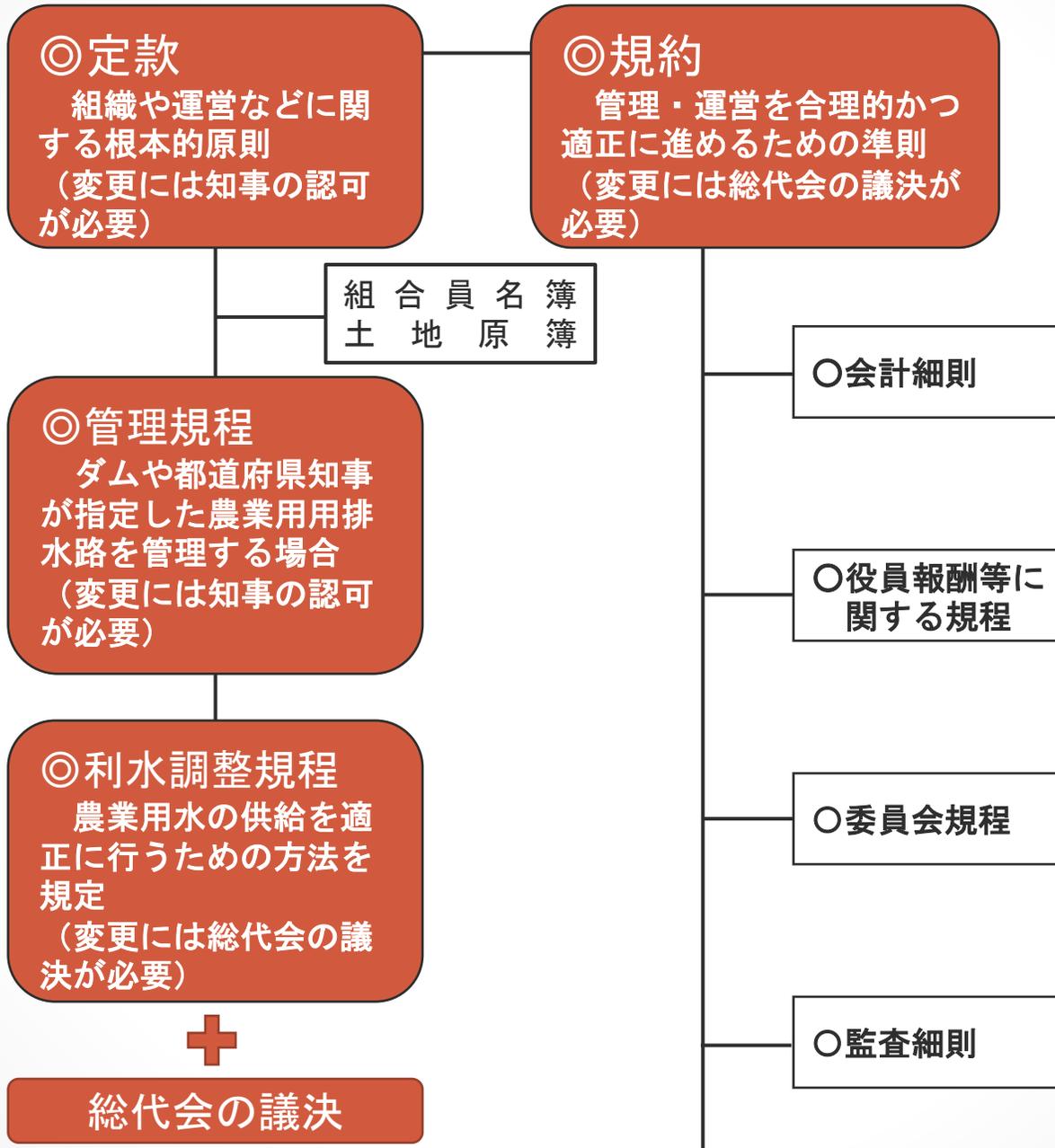
誰もが住んでみたい村に
農業農村整備



土地改良区の組織体系

- ◆ 議決機関
総代会
- ◆ 業務執行機関
理事会
委員会・事務局は補助機関
- ◆ 業務監査機関
監事会





土地改良区の運営

法令（土地改良法等）、定款、規約や諸規程を遵守し、適切な手続きで執行していく必要がある



組合員資格（土地改良事業に参加する資格者）

土地区分	使用状況	3条資格者（組合員）
農用地	所有権に基づき耕作（自作地）	○所有者（＝耕作者）
	所有権以外の権原に基づき耕作（賃借地）	○使用収益権者（＝耕作者） ただし、所有者から申出があり、農業委員会が承認した場合は所有者
農用地以外の土地	所有権に基づき使用収益されるもの	○所有者
	所有権以外の権原に基づき使用収益されるもの	○所有者 ただし、所有者の同意を得て使用収益権者が農業委員会へ申出た場合は使用収益権者

組合員の権利と義務

権利	義務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議決権および選挙権（法第31条） ・ 総代会の招集請求権（法第26条） ・ 役員の変更請求権（法第29条の3） ・ 関係書類の閲覧請求権（法第29条） ・ 事業又は会計の状況の検査請求権（法第133条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費の負担（法第36条） ・ 資格得喪の通知（法第43条） ・ 共有者等の代表の通知（法第113条の2）

組合員の権利と義務

地区内にある3条資格者※は、全員土地改良区の組合員となる

※土地改良法第3条

土地改良事業に参加する資格を有するものは、その事業の施行に係る地域内にある土地についての、次の各号のいずれかに該当する者とする



1. 総代の定数 **50名** (30名以上で定款で定める)
選挙区ごとに定数あり
組合員が総会外において総代を選挙
2. 総代の任期 **4年**
3. 通常総代会の時期 **1回 (3月)**
4. 総代会の進め方
規約 第2章第1節に規定
5. 総代の議決権
各々一個の議決権
書面又は代理人も可能
(代理人は二人以上の
総代を代理することは出来ない)

総代会

改良区としての意思
決定を行う機関

組合員100人を超える
場合は、総会に代
わる機関として定款に
規定

※土地改良法第23条



6. 議決方法

方法	主な審議事項
特別議決 総代の2/3以上の出席 その議決権の2/3以上で決する	<ul style="list-style-type: none">○定款変更○土地改良事業計画の設定、変更○施設更新事業もしくは関連施行事業の申請○土地改良事業の廃止○解散又は合併
普通議決 総代の1/2以上の出席 その議決権の1/2以上で決する	<ul style="list-style-type: none">○規約、管理規定、利水調整規定の設定、変更又は廃止○経費の収支予算○賦課金及び夫役現品の賦課徴収の方法○決算関係書類の承認○役員を選任○役員を改選

7. 議決事項等の報告

総代は、**総代会の結果について組合員への周知に努める**（規約第15条）

総代会

改良区としての意思決定を行う機関

組合員100人を超える場合は、総会に代わる機関として定款に規定

※土地改良法第23条



新たな土地改良長期計画（R3～R7）

生産基盤の強化による**農業**の成長産業化

○農業競争力の強化

- ・ 基盤整備の推進
農地の大区画化
- ・ スマート農業の推進
ICT（情報通信技術）水管理等

○産地収益力の強化

- ・ 高収益作物への転換
水田の汎用化、畑地化

多様な人が住み続けられる**農村**の振興

○居住条件整備、活力の創出

- ・ 生産と販売施設等の一体的推進
- ・ 農村生活インフラの確保
- ・ **農業農村を支える土地改良区等の多様な人材の参画による組織運営体制の強化**

キーワード
“多様性”

農業・農村の**強靱化**

○激甚化する災害に対応した農業・農村の強靱化

- ・ ため池の計画的整備、水利施設の耐震化、流域治水の推進

○新技術を活用した水利施設の戦略的保全管理

- ・ ロボットやICT等も活用した施設の計画的効率的な補修更新

活力ある土地改良区運営に向けて

地域の主要機関の1つとして、その役割を十分に発揮する必要

多様な意見を集約し
農村地域の発展に
寄与



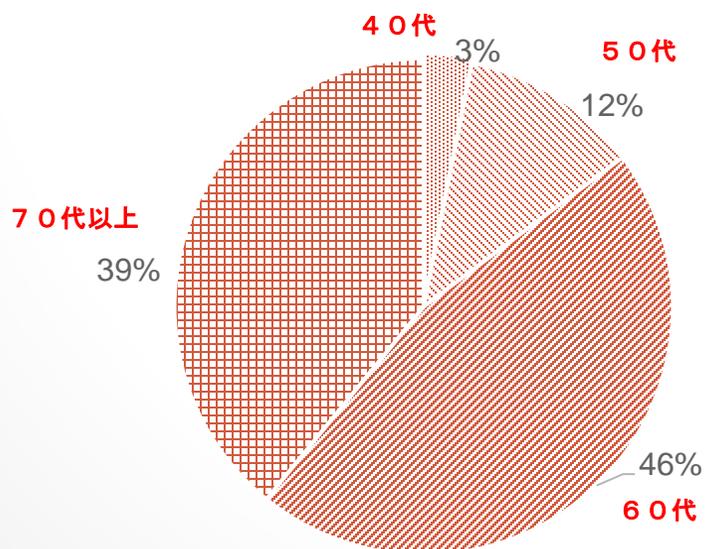
誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

土地改良区運営実態等調査 (R3.10実施) 結果

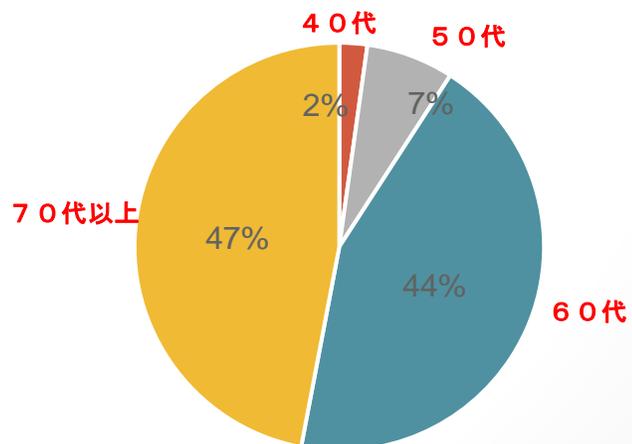
◇女性参画

	対象 改良区数	個人 (男性)	個人 (女性)	法人
総代	41	1,992人	4人	4法人
理事	72	950人	3人	
監事	72	217人	0人	

◇総代の年齢構成



◇理事の年齢構成



活力ある土地改良区運営に向けて

地域の主要機関の1つとして、その役割を十分に発揮する必要

多様な意見を集約し
農村地域の発展に
寄与



土地改良区は、農業水利施設の管理や農業生産基盤の整備を通じて、農地利用集積などの農業政策を推進する中心的役割を担う団体の一つです。

地域の農業・農村の発展のためには、土地改良区の機能と役割が、今後とも十分発揮されることが期待されています。

組合員の代表として今後も研鑽を続けられ、役員の皆様とともに、より良い改良区運営がなされるようお願いします。

終わりに

ご清聴ありがとうございます。
ございました。

